

東神楽町告示第 16 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び東神楽町契約規則（平成 23 年規則第 8 号）第 5 条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 3 日

東神楽町長 山 本 進

1. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 除雪グレーダ 3.7m 級購入
- (2) 品名及び数量 除雪グレーダ 3.7m 級 1 台
- (3) 納入場所 北海道上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号
- (4) 納入期限 令和 9 年 3 月 30 日
- (5) 予定価格 66,000,000 円（税込み）

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる全ての資格を満たしていること。

- (1) 東神楽町における入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 東神楽町の競争入札参加資格者の指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (4) 会社更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと（更生手続き開始後又は再生計画の認可決定後、東神楽町競争入札参加資格を有する旨の決定通知を受けた場合を除く。）
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、東神楽町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 北海道内に本社または受任者としての支店・営業所があること。

3. 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 1 時 45 分から
- (2) 入札場所 複合施設はなのわ 2 階 201 会議室

4. 契約条項、設計図書その他の入札に必要な書類を示す場所

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号
複合施設はなのわ 2 階 建設水道課
電 話 0166-83-5414
F A X 0166-83-4180

5. 入札参加資格の審査手続

資格審査を受けようとする者は、申請書および添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について審査を受けなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

原則、町ホームページよりダウンロードすること。やむを得ない場合は4に記載の窓口で交付する。窓口での交付を希望する場合は、必ず4の連絡先に事前に連絡する。

(2) 申請書等の提出期間

令和8年4月3日（金）から令和8年4月8日（水）までの間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く）

(3) 申請書等の提出場所

4に記載の窓口へ提出する

(4) 申請書等の提出方法

持参により提出する場合は、(2)の申請書等の提出期間中の午前9時から正午まで午後1時から午後5時までの間に提出すること。なお、郵送により提出する場合は、提出期間内に必着のこと。

(5) 提出する申請書等

提出する申請書等は、既に令和7・8年度東神楽町入札参加資格審査申請を行い受理されている者は、申請書（様式1）に必要事項を記載して提出する。それ以外の者は、町ホームページの令和7・8年度東神楽町入札参加資格審査申請のページを確認し、物品購入の申し込み時に必要な書類を申請書（様式1）に添付して提出する。

(6) 資格審査結果の通知

資格審査結果について、令和8年4月10日（金）までに、一般競争入札参加資格審査結果通知書を郵送により発送する。

6. 入札保証金

東神楽町契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき、入札参加資格要件を有することにより免除とする。

7. 入札の無効

東神楽町契約規則第15条の規定に該当する入札は、無効とする。

8. 郵便等による入札の可否

認めません。

9. インターネットを利用した入札の可否

認めません。

10. 契約書作成の要否

必要となります。

11. その他入札に関し必要な事項

- (1) 落札者の決定については、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに替えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 最低制限価格は、設定しない。
- (3) 支払いの条件は、前払い及び部分払いは行いません。
- (4) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- (6) 入札者は、入札金額の積算根拠を示す資料を準備し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (7) 入札参加資格確認申請書提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和8年〇月〇日

東神楽町長 山本 進 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の一般競争入札に係る参加資格の確認を申請します。

なお、本公告に基づき契約を締結・履行する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないことを誓約します。

後日、誓約内容に違反する事実が判明した場合にはいかなる措置を受けても異存ありません。

記

1. 入札件名 除雪グレーダ3.7m級 購入

2. 令和6・7・8年度東神楽町入札参加資格の申請状況

<input type="checkbox"/> 申請している	受付番号 (〇〇〇〇)
<input type="checkbox"/> 申請していない	町ホームページの「令和7・8年度東神楽町入札参加資格審査申請の受付について」に掲載されている「物品購入について」の新規申請に必要な書類をこの申請書に添付してください。

担当者連絡先

担当者部署名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

除雪グレーダ（3.7m級）仕様書
フロントアングリングプラウ付

東神楽町
令和8年4月

除雪グレーダ（3.7m級）仕様書

{ } 内は従来表示

概 要

この仕様書は、除雪グレーダ（3.7m級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操作性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

- | | |
|---|-------------|
| 1. 形 式 | 3.7m級 |
| 2. 性 能（JCMAS T005 性能試験） | |
| （1） 除雪幅（推進角60度において） | 3.2m以上 |
| （2） 最大除雪高さ（新雪において） | 0.18m |
| （3） ブレード高さ | 0.56m |
| （4） ブレード線圧 | 20KN/m以上 |
| （5） 走行速度 | 45 km/h以上 |
| （6） フロントアングリングプラウ | |
| （7） 騒音レベル | |
| 「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号）第I管理区分に準ずる。（測定方法はJCMAS H011の機械定置時による） | |
| 3. 主 要 諸 元 | |
| （1） 全長（フロントアングリングプラウ装着時） | 11,000 mm以下 |
| （2） 全幅（フロントアングリングプラウ装着時） | 3,500 mm以下 |
| （3） 全高（黄色回転灯上端まで） | 3,800 mm以下 |
| （4） 最低地上高（減速装置下面まで） | 240 mm以上 |
| （5） 車両総重量 | 22,000kg以下 |
| （注）重量には、タイヤチェーンを含まず | |
| （6） 最小旋回半径（最外側車輪中心） | 8.0m以下 |
| （7） 乗員定員 | 1名 |

4. 車 体

(1) 機 関

形 式

水冷、ディーゼル機関

定格出力

160 Kw 以上

(2) 車 軸

前 車 軸

2 輪、油圧リーニング機構（リーニング角度 18 度）

後 車 軸

4 輪、タンデム機構

駆 動 形 式

全輪駆動式

(3) フレーム

油圧屈折式

(4) タイヤ

形 式

スノータイヤ

(5) かじ取り装置

形 式

電気油圧式

(6) 運 転 室

構 造

全鋼製密閉形

窓

前、扉

熱線入り合わせガラス

側、後

強化ガラス

前、扉、側、後

冬用ワイパーブレード付

5. 除 雪 装 置

(1) 構 造

ブレード、サークル、ドローバ

(2) 作業動力装置

動力伝達装形式

油圧式

(3) 能 力

サークル回転角度

360 度（単体）

ブレード昇降範囲

地下250mm～地上250mm 以上

ブレード横送り長さ

左右各500mm 以上

切削角調整装置

油圧調整式

安全装置（サークルクラッチ）

ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、（サークル回転部のクラッチが外れることにより）サークルが回転し、各部の損傷を防ぐ

切刃形式

J I S D 6 1 0 1 又は準じる特殊切刃（側刃付）

6. 計 器 類

(1) 運行記録計 (90Km/h, 機関回転数記録、7日計)	1式
(2) 燃 料 計	1式
(3) アワーメータ	1式
(4) 水 温 計	1式
(5) 充電警告灯	1式
(6) 機関油圧警告灯	1式

7. 照 明 装 置

(1) 前部作業灯	2灯
(2) 黄色灯火 (散光式) 前 : 550 mm	1式
後 : 1,130 mm	1式
(3) 前方作業灯	4灯
(4) 後方作業灯	4灯

8. 付属装置及び付属品

8.1. 車両重量に含むもの

(1) バックブザー	1式
(2) エアコン	1式
(3) ウィンドウォッシャー (電動式)	1式
(4) 標識板 (300×575mm、車体後部取付)	1式
(5) リアカメラ	
(6) フロントアングリングプラウ	1式

8.2. 車両重量に含まないもの

(1) 標準付属工具 (別表)	1式
(2) 取扱説明書	1部
(3) 部 品 表	1部
(4) 履 歴 簿	1部

9. 塗 装

国土交通省 建設機械塗装基準による

10. 検 査

寸法、外観、溶接、その他組立状況、さらに車両や作業装置類の動作の確認等、全般的な機能の検査を行う。

11. 保 証

納入後1箇年以内に設計政策上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。

特に重大な故障が発生した時には上記期間経過後であっても、甲と乙が協議の上 乙に無償修理を行わせることがある。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和8年〇月〇日

東神楽町長 山本 進 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の一般競争入札に係る参加資格の確認を申請します。

なお、本公告に基づき契約を締結・履行する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないことを誓約します。

後日、誓約内容に違反する事実が判明した場合にはいかなる措置を受けても異存ありません。

記

1. 入札件名 除雪グレーダ3.7m級 購入

2. 令和6・7・8年度東神楽町入札参加資格の申請状況

<input type="checkbox"/> 申請している	受付番号 (〇〇〇〇)
<input type="checkbox"/> 申請していない	町ホームページの「令和7・8年度東神楽町入札参加資格審査申請の受付について」に掲載されている「物品購入について」の新規申請に必要な書類をこの申請書に添付してください。

担当者連絡先

担当者部署名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

塗装及び標識等の標示に関する仕様書

この仕様書は、東神楽町が購入する建設機械の塗装及び標識等の表示に関し共通して適用する。
ここに明記されていない箇所については東神楽町と物品供給人が協議のうえ、適宜その方法を定めるものとする。

1. 塗装仕様

(1) 前処理

第1種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。

(2) 表面処理及び下塗り

前処理後直ちに皮膜化成、又はプライマによる表面処理を行う。皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。プライマは、1～2回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。

(3) パテ修正及び中塗り

パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥した後、水研ぎを行いプライマを1～2回塗る。サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。

(4) 仕上げ塗装

フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗料を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については1～2回塗りとする。高温部は300℃～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

2. 塗色

(1) 上塗装（機械外面）

日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（1997年U版）色番号「U17-70X」とする。

なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

(2) 運転室内面

夜間作業時に照明等による幻惑の無いように暗色系の塗色を標準とする。

3. 表示文字

表示する文字は特に指定する場合を除き、丸ゴシック体で白色又は黒色とする。

4. 白色帯

幅15cmの帯状の直線で大略水平なもので、車側窓下部及びキャブ周囲に亘って表示する。

但し、次に掲げる箇所は省略することができる。

(1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。

(2) 通常時車体表面が露出しない箇所。

(3) その他構造、形状等により表示スペースのない箇所。

5. 白色帯内の文字

白色帯内には「東神楽町」と表示するものとし、その文字形式・寸法は別図-1を標準とする。

6. バンパ等の塗色

車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には別図-2示す赤白縞の塗色を行うものとし、車体後部の赤色部分は反射塗料若しくは反射テープを使用するものとする。

7. 除雪装置の塗色

除雪装置の回転部、プラウ前面は赤色に塗装するものとし、日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（1997年U版）色番号「U07-40X」の塗色を標準とする。

なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

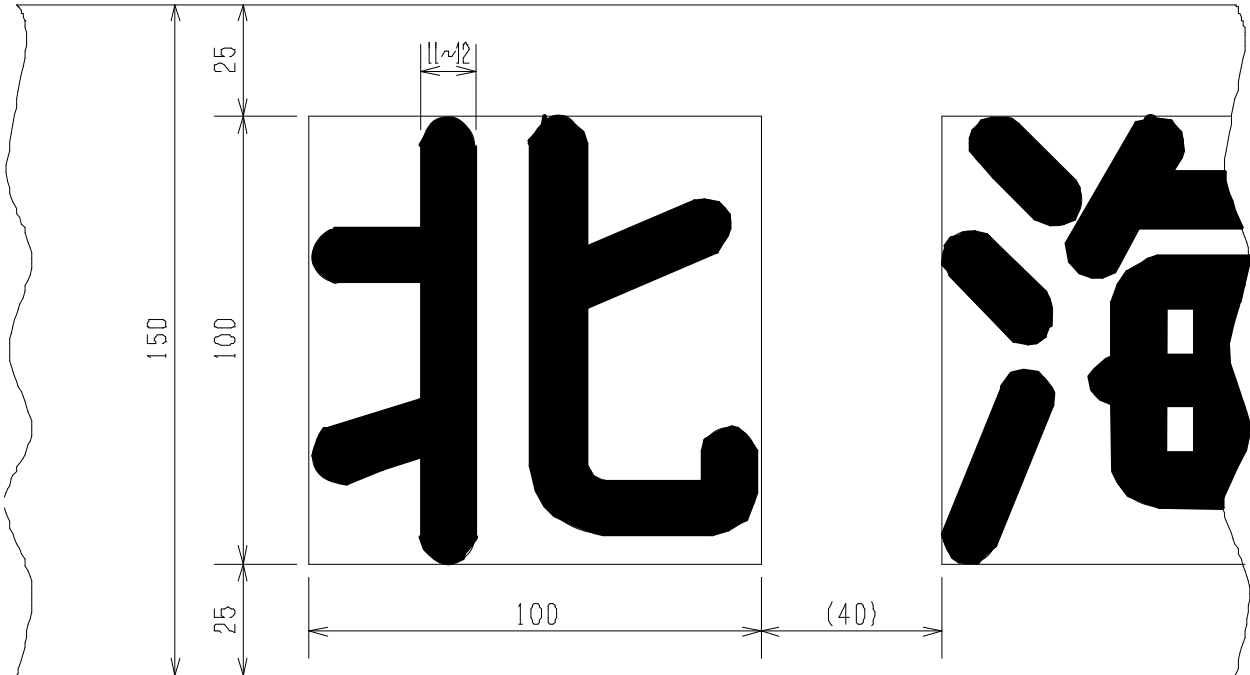
8. 「東神楽町」の表示

「東神楽町」の表示は、機械の大きさ、形状等を考慮の上、車体両側面（車体形状によっては前面・後面）になるべく大きく表示するものとする。

9. 法令等に基づく表示

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法第4条等、関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

別図-1



※「北海道」は「東神楽町」と読み替えること

別図-2

